会　議　録

会議の名称		令和７年度第１回守谷市文化財保護審議会		
開催日時		令和７年５月１２日（月） 開会：１０時３０分　　閉会：１２時００分		
開催場所		守谷市役所　小会議室１		
事務局（担当課）		教育委員会　生涯学習課		
出席者	委　員	根本委員，鈴木委員，横張委員、増記委員、石井委員 小田野委員　計６名		
	その他			
	事務局	福島次長、江田係長、甲斐主任		
公開・非公開の状況		■公開　　□一部非公開	傍聴者数	１人
公開不可の場合はその理由				
会 議 次 第		１．開会のことば ２．担当職員紹介 ３．委員紹介 ４．議題 （１）文化財の指定について（諮問） （２）その他 （３）報告事項 ５．閉会のことば		

確　定　年　月　日	会　議　録　署　名
令和７年５月２７日	横張　克博

審　議　経　過

事務局：定刻になりましたので、ただいまから令和７年度第１回守谷市文化財保護審議会を開会します。
本日の会議には委員８名中６名が出席されておりますので、守谷市文化財保護審議会条例第７条第２項の規定により会議は成立しております。
また、「守谷市審議会等会議の公開に関する指針」に基づきまして、本会議を公開としましたところ、１名の傍聴者がありましたのでご報告します。
なお、本日の会議録は、後日、市ホームページにて公開いたします。
その際、ご意見と併せて、発言者のお名前を記載させていただきたいと思いますがよろしいですか。

＜了承＞

事務局：本日の会議は、１２時００分までの約１時間３０分を予定しておりますので、ご協力をお願いします。それでは、次第をご覧ください。担当職員が一部変更になっておりますのでご紹介させていただきます。あわせて今年度は委員の改選がありましたので、委員の皆さんも簡単で結構ですのでお願いたします。

＜担当職員、委員自己紹介＞

事務局：　ありがとうございました。それでは、今期はじめての会議ですので、松本委員と大原委員が欠席ですが、会長と副会長を決めていただきたいと思います。会長の役割としては、守谷市文化財保護審議会条例第６条第２項に基づき会議の進行をしていただきます。
どなたかにお願いしたいのですが、ご推薦またはお引き受けいただける方はいますか。

鈴木委員：はい。前会長の横張さんを推薦します。また、副会長は根本さんにお願いしたいです。

事務局：　ありがとうございます。今、鈴木委員から推薦がありましたが、いかがでしょうか。よろしければ、拍手をお願いします。

〈一同拍手〉

事務局：　会長は横張さん、副会長は根本さんになりました。
それでは、会議に先立ちまして横張会長にごあいさつをお願いします。

〈会長あいさつ〉

ありがとうございます。それでは、議事の進行につきましては、守谷市文化財保護審議会条例第６条第２項の規定により横張会長にお願いします。

横張会長：はい。
まずは、議題（1）文化財の市指定についての諮問です。事務局から説明をお願いします。

事務局：　３月に開催しました令和６年度守谷市文化財保護審議会において、守谷市指定文化財への指定候補となりました「六字名号（ろくじみょうごう）」「喚鐘（かんしょう）」「熊野観心十界曼荼羅（くまのかんしんじっかいまんだら）」の３点を市指定としてよろしいか、守谷市文化財保護条例第４条第３項に基づき、守谷市教育委員会から守谷市文化財保護審議会に諮問します。

横張会長：みなさんいかがでしょうか。

根本委員：前回の会議ではほかにも対象文化財がありましたが、市指定候補になったのはこの３点でした。市指定候補とならなかった文化財に対し、所有者の反応はどうでしたか。

横張会長：条件をつけて指定を保留にしたものもありました。

事務局：　清瀧寺には、市指定候補になった理由、ならなかった理由を伝え、ならなかった文化財に対しては、市指定候補にする条件についてもお伝えしました。いつごろ修繕する等詳細なお答えは得られていませんが、今回の指定が１点になったことについては了承いただきました。

小田野委員：「祐天上人坐像」については、もう少し調査が必要ということで指定を保留にしましたが、今後どのように進めていく予定でしょうか。

事務局：　坐像については、現在厨子を修復中とのことです。修復をする仏師から制作年代や葵の御紋についての情報が得られれば、教えてもらえるよう住職にお願いしています。

増記委員：「六字名号」は坐像と一緒に指定してほしいというお寺の意向がありましたが、その点についてはどのような返答がありましたか。

事務局：　今回の指定は「六字名号」のみで坐像に関しては引き続き調査が必要という旨を伝えましたところ、「六字名号」を先に指定して良いとのことでした。

横張会長：「六字名号」を単独で指定して良いということですね。

事務局：　はい。

横張会長：みなさんいかがでしょうか。３点を指定してよろしいですか。

〈了承〉

事務局：　ありがとうございます。つきましては、指定の方向で答申させていただきます。この後の流れですが、守谷市文化財保護審議会からの答申を教育委員会へ上程し、指定文化財となります。

横張会長：早くていつごろになりますか。

事務局：　早くて５月２５日の定例教育委員会です。遅くとも６月の委員会の時には上程できると思います。

横張会長：最終的には広報紙か何かに掲載するのですか。

事務局：　周知と公開までできればと思います。広報紙にはもちろん掲載します。公式サイトであればもっと早い段階で周知できます。あとは住職さんと相談しながらですが、可能であれば文化財巡りのイベント時に公開ができればいいと考えています。

小田野委員：文化財に指定したことを周知したとして、掛け軸などは突然行って見られるものなのでしょうか。

事務局：　常に公開されているものであれば大丈夫なのですが、お寺と相談して、文化財巡りなどのイベント時に見てもらえるようにすることはできます。突然行って見られるかどうかは確認が必要です。周知をする際には、その情報も併せて掲載するようにします。

横張会長：清瀧寺の修復が必要な２点に関しては、修復するのか、回答がありましたか。

事務局：　詳細な回答はありません。

横張会長：わかりました。それでは文化財指定についての諮問は以上でよろしいでしょうか。

〈了承〉

次に、議題（２）の茨城県指定文化財に係る調査候補について事務局から説明をお願いします。

事務局：　茨城県指定文化財に係る調査候補について、現在県から照会が来ています。こちらは毎年５月に行われる調査ですが、昨年含め、近年守谷市からは候補をあげていません。昨年より「市文化財に指定して３年未満のもの」というしばりが撤廃されたため、すべての市指定文化財が対象です。改めて、県指定文化財に係る調査候補としてよいものがあれば、あげたいと考えています。なお、今回の照会は、基礎資料の収集を行うものであり、県指定への申請ではないということをご留意ください。回答期限は９月２６日なので、次回の議題にしてもいいと思います。現時点で候補があればお聞かせください。

横張会長：市指定文化財の中から１点あげるということですね。

事務局：　はい。もしくは「候補なし」という回答になります。
候補をあげると県の指定になるわけではなく、市指定の中でもし特筆するものがあればそれを候補にあげ、県が県指定にふさわしいと判断すれば、改めて県の調査が入るということです。何でもよいから候補にあげるというものではありません。

横張会長：９月２６日が回答期限ですから、また審議会で話し合っても良いと思います。

事務局：　現在守谷市で県指定になっている文化財は大圓寺の「木像釈迦如来坐像」です。

増記委員：永泉寺の「聖徳太子立像」は県指定ではなかったでしょうか。

事務局：　大圓寺の「木像釈迦如来坐像」１点のみです。

横張会長：現在、市指定文化財は２０点くらいありますが、文化財マップにある説明以外の詳細な情報はありますか。

事務局：　指定した際の鑑定書があります。

横張会長：それをもう一度見たうえで検討するというのはどうでしょうか。

小田野委員：県の指定になると、何か扱いが変わるのでしょうか。維持管理費の補助が出るなどです。

事務局：　補助はあると思いますがそれほど大きな額ではないと思います。あとは県の指定になると、修復など現状変更をするときに県への届けが必要となります。

横張会長：制限が出てくるということですね。

事務局：　市指定文化財であっても、現状変更をする際は市への報告が必要です。

鈴木委員：文化財マップ１番の県指定「木像釈迦如来坐像」は歴史的に見て特に価値のあるものとわかります。守谷市のほかの指定文化財については、今すぐにはわからないので、時間をかけて検討していく必要があると思います。

事務局：　文化財は制作年代や作者、文化財が伝わった経緯がわかるものでなければ指定するのが難しいです。今回指定するにあたっても、その点がわからないものは審議委員さんも除外されたと思います。
文化財について調べるのはかなりの時間がかかり、ご存じの方がいなくなるということもあります。なので、昨年お寺に調査候補をあげてもらい、住職さんなどにわかる範囲で文化財の情報を教えていただき、今のうちに調べて記録を残すということをしました。手がかりがないものを一から調べるということは時間がかかりますが、やらなくていいということではないと考えています。

横張会長：それでは、現在の県指定以外の市指定文化財について、どういう経緯で市指定になったかを事務局から資料をいただき、次回の審議会で検討します。

小田野委員：それぞれ調査、評価をされて市指定になった経緯があるということですね。

鈴木委員：全部見ていくには相当時間がかかると思います。毎年５月に調査があるとのことですので、今年度に限らず慎重に審議をしていくのが良いと思います。県指定が守谷市で１つというのも寂しい感じがします。市指定文化財の「熟鉄製海老」も非常に珍しいものだと思います。作者もわかっています。所有者にも聞いて詳しく調査をする必要があると思います。

事務局：　平成１２年に一度県が市指定文化財を一斉調査しており、記録が残っています。その時に県指定になったものはないのですが、定期的に県は調査をしています。では、次回の審議会までに資料を用意します。

根本委員：木などは指定できるのでしょうか。だいぶ形が変わっているものがあると思います。枝が折れたとか。

事務局：　はい。大圓寺のムクノキです。生育が悪くなってしまいました。

小田野委員：こういう天然記念物の木の剪定は所有者が自分の意思でできるものなのでしょうか。

事務局：　お寺の敷地内にあるものは所有者が剪定しています。地元の団体が管理して下さっている土地もあります。廿三夜尊のエノキに関しては、消毒や剪定は市が行っており、下草は地元の団体が除草してくださっています。６，７年前にお隣のお宅のカーポートに大きな枝が落ちてしまったということがあり、大剪定をしました。今、やっと新しい芽が出てきている状況です。県の指定を受けると、樹木の形を変える場合も届出が必要ということになります。

横張会長：ほかにご意見ありますか。では次に議題（３）の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局：　令和６年度第３回守谷市文化財保護審議会で松本委員より提案がありました「文化財看板清掃」について、４月２１日と５月１日の２回に分けて市内２５か所の清掃を完了しましたのでご報告します。
この清掃が業者に依頼すべきものなのかを確認するために、雑巾、水、環境にやさしい洗剤、スポンジを持って甲斐と江田係長で実施しました。松本委員が指摘していた「緑の藻のような汚れ」が確かについていましたが、水と雑巾で拭くとすぐ取れるレベルの汚れでしたので、職員でできるものと分かりました。これから毎年春に実施したいと思います。

今回、看板の板が外れていたり部品が落ちていたり、かなり古い看板がいくつもあることがわかりましたので、看板の更新を毎年計画的に進めていこうと思います。看板の状態を知るいい機会となりました。看板の更新をしたらまた会議で報告します。事務局からは以上です。

横張会長：はい。みなさんほかに何かありますか。
では、私からよろしいでしょうか。文化財の市指定ということですが、私としては、齋藤家と椎名家の古文書をぜひ市指定にしてもらいたいと考えています。川越市では古文書が１０点以上市指定文化財になっています。我々としては。そういった貴重な文化財が代替わりでどこかに行ってしまうことを非常に危惧しています。取手市では、取手市史を作った際に齋藤家、椎名家の古文書の目録を作って記録媒体に保存しています。というのも、取手市には齋藤家クラスの大庄屋がない。三千石くらいの旗本が井野、青柳あたりを支配していたが、それ以外は齋藤家や椎名家が大庄屋として絡んでいる。坂手なども含めて取手はだいたい守谷藩が治めていた。その点で、齋藤家と椎名家の古文書はほったらかしにしておいてはまずいなと考えています。古文書を市指定にするにあたり、どういう要件が必要か県に確認をお願いしたい。今すぐでなくても、少しずつ記録に残し最終的には市指定文化財にしたいと思います。

事務局：　どんなことが書かれているか、調査するということでしょうか。

横張会長：はい。染谷家の御用留は県が預けているので見られないです。県に行ってしまうと見られなくなります。

鈴木委員：この件については、以前も会長から同じような提案がありましたが、そのままになっています。これもあわせて文化財指定を検討して欲しいと思います。

横張会長：目録を作るということです。取手市では本にしています。図書館にあります。椎名家の古文書は東京学芸大学が調査しています。
みなさんほかに何かありますか。

鈴木委員：つい最近、盗難された仏像が韓国で見つかったということがありました。仏像の管理について、全国的にどのようにしているのか、どうしたら良いのか知りたい。住職のいないお寺を通りかかる度に心配になります。防犯ブザーを付けるとかです。

事務局：　お寺の管理は市ではできません。

鈴木委員：全国的にどのようにしているのか、どういう方法があるのか情報をいただきたいと思います。

横張会長：そのほかにみなさん何かありますか。

事務局：　まだお時間がありますので、よろしければ今年の自主研修の時期と行き先の候補があればあげていただきたいと思います。
一昨年は７月に実施し、猛暑だったため、昨年は１１月にしましたが、雨で極寒になってしまいました。今年も１１月でよろしいでしょうか。

横張会長：日時と場所の候補ですね。

鈴木委員：提案ですが、以前永泉寺の「聖徳太子立像」を見学したことがありました。今回県指定調査候補を検討することになりましたので、もう一度市内の文化財を何度かに分けて見学するというのはどうでしょうか。市内の仏像でも見たことがないものがあります。

増記委員：以前、大圓寺も行きました。かなり前になります。

横張会長：西光寺の仏像や鰐口は見たことがないです。

増記委員：熟鉄製海老も見たことがないです。

横張会長：毎年自主研修は近隣市町村の文化財を見学していますが、改めて市内の文化財を確認することも大事なことだと思います。現状どうなっているか。永泉寺には「沼崎山畧縁起」もあります。
室内であれば時期も問わないです。

鈴木委員：今、関西では万博に際し国立博物館所蔵のものや、法隆寺所蔵の重要文化財を普段は見られない角度から鑑賞できるような展示をしているそうです。お寺の中だと薄暗いのでよく見えなかったりします。難しいかもしれませんが、市で指定文化財をそのように展示できたらいいと思います。

横張会長：NHK で元の色を再現する番組をやっています。

鈴木委員：色を再現すると仏様の立体の様子がずいぶん違ってくるということを詳しく番組でやっていました。

石井委員：例えば、染谷家の御用留は現在市内にはなく、県立歴史館に寄託されていますが、それでも市指定にできるのでしょうか。

事務局：　はい。それはできます。

石井委員：すると、以前西林寺にあった「徳川家康画像」も指定できるのでしょうか。

事務局：　染谷家の御用留は、所有者が「寄託」という意思をもって預けているものなので市指定にできますが、「徳川家康画像」は所有者の手を離れて別のところに行ってしまったので難しいです。もともとは市指定文化財でしたが、調査の際に西林寺にはなく、川越に行ってしまったことがわかり指定を取り消しました。

横張会長：あれは昭和１１年の茨城新聞に「準国宝」と掲載されていましたものです。齋藤家が費用を出して修復したとのことです。

事務局：　今回改めて市内の文化財を確認するということは、そういう意味でも良いと思います。

横張会長：「海禅寺縁起」も見たことはあります。

増記委員：先ほど鈴木委員が発言されたような防犯対策なども同時に確認できればいいと思います。

小田野委員：定期的に保管状況を確認することはしているのでしょうか。

事務局：　所有者の手元にあるものなので、なかなかそこまでするのは難しいですが、実際になくなっていたことがありますので、今回自主研修で確認することは大事だと思います。

横張会長：見ておきたいですね。
以上で議事を終了してよろしいでしょうか。

〈了承〉

＜閉会の言葉＞
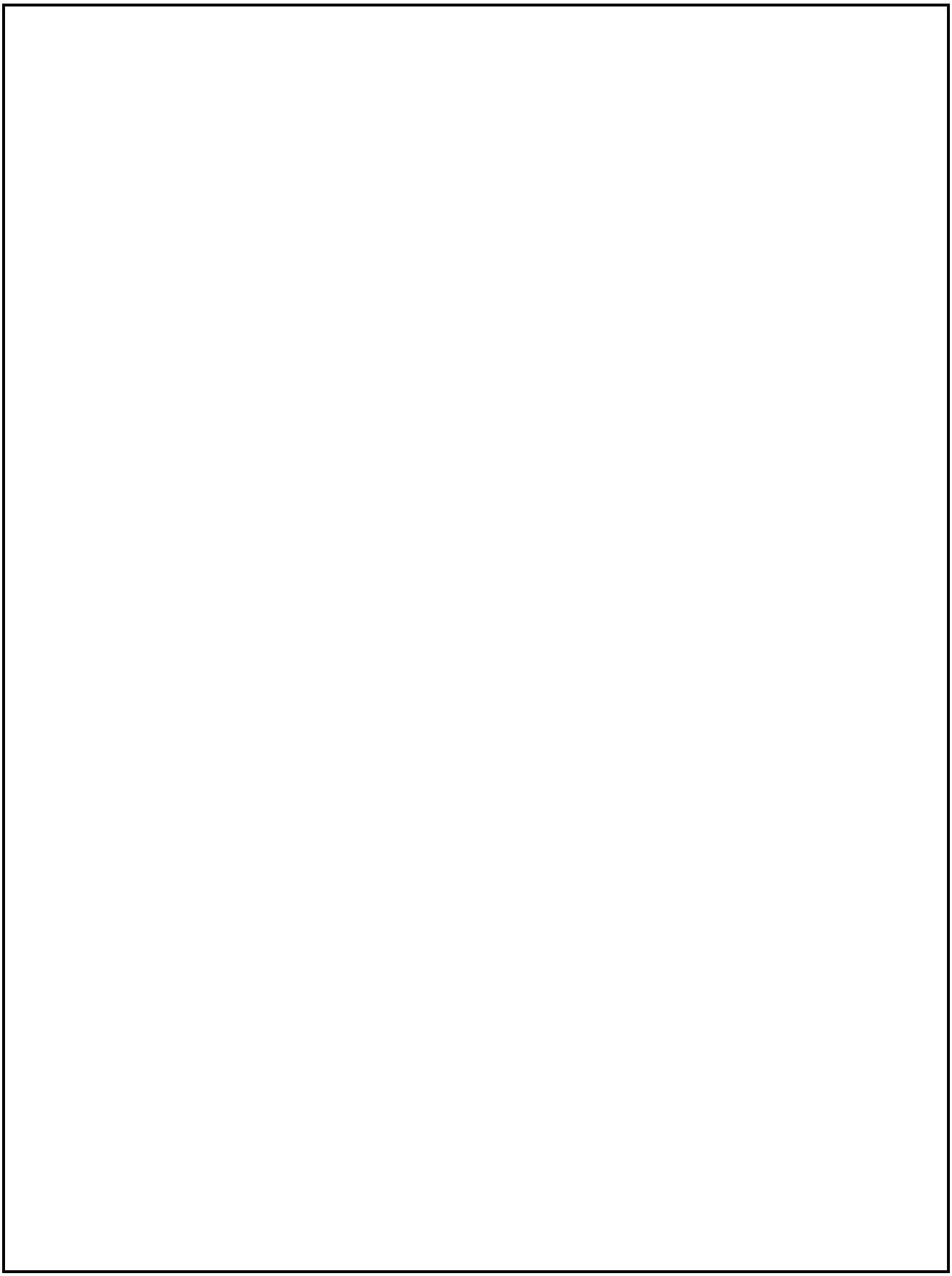
事務局：これをもちまして、議事は終了いたしました。
　　本日は、ありがとうございました。